

関連公共施設等整備助成金について

1. 審議理由

各公団で次のとおり処理方法が異なっている。

各公団	関連公共施設等整備助成金
道路公団	費用処理
首都公団	助成路線が建設期間中は資産計上 供用後は費用処理
阪神公団	費用処理
本四公団	助成路線が建設期間中は資産計上 供用後の助成実績はない

H14 民間企業並財務諸表における会計処理

2. 会計処理案

全額を費用処理する（資産計上はしない）。

3. 会計処理案を採用する理由

関連公共施設等整備助成金は、特別な行政需要が生じている市町村に納めているもので、建設の付随費用とは考えられない。また、支払い形態は、限度額内の金額を市町村との協定によって定めた支払時期に支払うこととなっており、支払時期が建設期間中に限定されない。

4. 会計処理案によった場合の影響

首都公団、本四公団については、助成路線が建設期間中の場合に資産計上していたため、これを費用処理することとなる。

関連公共施設等整備助成金（メニュー助成）制度について

制度の創設

高速自動車国道等(以下「高速道路」という。)の通過に伴い、市町村に特別の行政需要が生じていること等の事情を背景に、これに対する固定資産税の課税等の是非をめぐり議論がなされた。

その結果、高速道路に対して固定資産税を課することに代えて、新たな助成制度を昭和54年度から創設することとなった。これが、「関連公共施設等整備助成金制度（通称：メニュー助成）」である。

制度の内容

助成対象となるのは、高速道路が通過する市町村であって、助成限度額は、各市町村における通過延長、人口密度及び高速道路の区分(建設中又は供用中)を考慮して算出される。

助成対象施設は以下の表のとおりであり、市町村は、これらの中から整備するものを自由に選択し、その整備費用に対して助成金を充当するものである。

交通安全施設	ガードレール、カーブミラー、街路照明施設、交通情報施設、道路標識、自転車置場、その他これらに類する施設
道 路	市町村道、市町村の管理するその他の道路
児 童 遊 園	児童遊園、運動公園、緩衝緑地、その他これらに類する施設
集 会 所	集会所、地区センター、その他これらに類する施設
用排水施設	用排水路、貯水池、ため池、堤防、護岸、その他これらに類する施設
その他の施設	自動車駐車場、バス停留施設、その他公団の長が高速道路の通過に伴い特に必要と認める施設